

記者会見発言要旨(未定稿)

日時: 2025年9月25日(木) 15:00～

出席者: 代表幹事代行 岩井 睦雄 筆頭副代表幹事

冒頭、会員倫理審査会、自民党総裁選、IPPO IPPO NIPPON 能登半島支援に言及した後、記者の質問に答える形で、以下の発言があった。

岩 井： まず新浪代表幹事の件で設置している会員倫理審査会の状況について、お話ししたい。会員倫理審査会とは、通常であれば会員自体の様々な不祥事などに対して（設置する）ということとなっている。定款の中に記載された5つの懲戒処分とは別に、（本会における）役職者の不適切な部分（事項）についても、この枠組みを使って審議をするということなので、今回の場合は代表幹事の職を継続することに相応しいかどうか、適格性について判断をする。そのためには、資格要件や資質要件の論点を整理し、最終的な決定は理事会となる。その（理事会の）中で（会員倫理審査会の内容を）報告してもらい、審議をするといった建付けになっている。理事会でどのような審査（決議）をするかという、処分は無し、役職の停止期間を含むようなもの（役職資格停止）、それから辞任勧告、解職（解任）といった段階で、（どのような措置を講じるか）議論する。会員倫理審査会は9月11日の理事会で正式に発足した。その直後からまず（何を）議論すべきかの議論をスタートしたという報告を受けている。本日この時点までで、4回開催をしている。前にも申し上げたが、月内を目途に結論を得るべく急ピッチで検討を進めているので、公表すべき内容が固まれば、速やかに皆様にもお知らせをしたい。

岩 井： 2点目として、自民党の総裁選については、9月22日に自民党から告示がされた。その時点で、私からコメントを発出し、その中において触れているが、この選挙期間中は討論会等が実施されており、本会でいつも申し上げている通り、将来的なビジョンを持って、その将来像に対して、実効性のある政策を中心にしっかり議論をしていただきたいと思っている。とりわけ、物価高、人手不足、それから中長期的には社会保障制度が持続可能なかどうか（を議論していただきたい）。それから非常にホットな話題として、外国人との共生の政策、エネルギー、経済安全保障（など）様々な分野で喫緊の課題があると考えているので、そのような分野のどこに優先順位を置いていくのかということも含めて、しっかりと政策ベースの論点を論戦していただいた上で（総裁が）選ばれていくということを望んでいる。本会でも、委員会で申し上げたような論点についてしっかりと議論をしているので、今後もそういった（課題の）解決に資するような提言を出していきたいと考えている。

岩井：3点目として、全国の経済同友会は（全部で）44（団体が）あり、そこでの活動の1つを紹介したい。IPPO IPPO NIPPONプロジェクト能登半島支援というプロジェクトでは、東京の経済同友会だけではなく全国44の経済同友会で、能登半島地震で被災した専門高校を支援するためにこのプロジェクトを立ち上げた。昨年9月に始動した本プロジェクトは、半年タームで3回に分けて（募集をする）という形で考えており、1年半にわたって、企業、それから個人からも寄付金を募り、主に（専門高校の）実習機材、（例えば）専門高校の農業のトラクターなど、計9,000万円規模の支援を行う計画になっている。今は第2期（の募集）がほぼ終わったところで（あり、）9月11日に、（専門高校への）贈呈式ということで支援先の専門高校の視察も行った。プロジェクトの共同委員長を務めている中部経済同友会の加藤博代表幹事に参加していただいた。今回は主に、七尾東雲高校の支援を行い、大森久子校長から、現状の説明、また実際の実習の授業なども見学をさせていただき、地元で根ざした人材を支援する本プロジェクトの意義を感じていただいたと思っている。その後県庁にも伺い、馳浩石川県知事を訪問し、贈呈式の中で、教育関連の予算が限られている中で実習機材への支援は非常に感謝をしていることを、お言葉とともに感謝状もいただいた。10月からは、いよいよ第3期ということで、支援を開始していきたい。第1期、第2期と良いペースで（前倒しで）募金も集まったので、第3期は（約）1,810万円の寄付を目指しており、今度は能登高校を中心に支援をしていく予定である。本会では、IPPO IPPO NIPPONプロジェクトだけではなく、共助資本主義の実現委員会を中心に（開催している）のとマルチセクター・ダイアログでは実際に現地に行き、現場の方やNPOの方（など）と一緒にこれから復興のことを考えていくプロジェクトを行っている。また私自身も8月30日、31日と本会のリーダーシップ・プログラムで実際に（能登半島を）訪れた。（視察では）輪島市と珠洲市の宝立地区に行った。正直（申し上げると）依然として、復旧の段階で（あり）、復興がまだ考えられないような非常に厳しい状況であると考えている。（地震から）1年半ぐら経ち、少しずつ皆さんの記憶からも薄れてきている部分があるかもしれないが、ぜひメディアの皆さんから、このような活動を積極的に報道いただけるとありがたい。

Q：会員倫理審査会について、前回の記者会見では新浪代表幹事（から）は非常に透明性が高い組織（仕組み）だと話があった。確認になるが、次の5回目（の会員倫理審査会）が（理事会前の）最後の（実施）になるのかということと、理事会の開催はいつかということ伺いたい。

岩井：先ほど申し上げた通り月内を目途には思っているが、（判断に資する）素材が集まるか、それから会員倫理審査会では、どのような建付けでどのような議論をし、ある程度の結論まで出すということなので、月内を目途にしているが、その場で最終的に決まらなければ、再度（議論をする）という形にはなってくるかと思う。いずれにしても、それほど時間をかけてはいけないと思っているので、月内を目途に進めていきたい。

Q：理事会も月内（に開催する）ということであるか。

岩井：月内を1つ（の目途にしたい）と考えている。

Q：もう 1 点、この間、新浪代表幹事とのやり取り等あったと思うが、どのような様子か伺いたい。

岩 井： 私は直接（のやり取り）はないが、会員倫理審査会の中で第三者的に弁護士の方にも入っていただいております、弁護士の方からヒアリングを 1 回と、それから会員倫理審査会のメンバーでヒアリングを 1 回実施している。様子までは聞いていないが、実際に来ていただき、またオンラインでも実施したと聞いている。どのような様子かは私もわかりかねるが、しっかりとお答えいただいていると聞いている。

Q：「第三者的な弁護士が」というお話があったが、この弁護士も顧問弁護士のご紹介と聞いた。第三者「的」という点で、やはり第三者委員会の形でやるべきではないかという声もあると思うが、それに対してはどうお答えか。

岩 井： 例えば本会の中で不正経理があるとか会員と事務局との間でパワハラ（が起きた）等であれば、私どもが内部で調査をするより、完全に第三者委員会で事実をまず確認をすることが必要だと思う。しかし、今回の話は、私どもの組織の中で起こったことではなく、代表幹事個人、またサントリーHD で起こっていることを私どもの組織として代表幹事にふさわしいかどうかを議論するということである。そのため、今回はそういう（第三者委員会の）形ではなく、内部の会員倫理審査会というものをきちんと立ち上げ、そこで様々な事実確認等が必要であるため、弁護士事務所にもお願いをしているという建付けでやっている。全く不十分だとは考えていない。

Q：今回の新浪代表幹事の（事案に関する）会員倫理審査会について、一義的には警察当局の捜査の進捗がある程度影響してくるのではないかと理解しているが、経済同友会の方で把握していることがあれば教えていただきたい。

岩 井： 私どもとしてもそのことについて分かっている部分は本当に報道の内容のみでしかないが、（米国から）国内へ輸入をされた方がいて、その方の身柄拘束は外れたということとは把握している。それ以上、皆様方よりも情報が多いということはないと思う。

Q：会員倫理審査会での議論について、警察当局が特に逮捕しているわけでもなく、現時点で違法か適法かどうかという判断を議論の俎上に上げるわけにいかないのではないかと感じている。そうなると、少なくとも違法ではないという現段階で、適用性が疑われるようなサプリメントを使った点を資格要件としてどう判断するかだと思う。岩井筆頭副代表幹事として、会員倫理審査会の議論のポイントがどこになるとお考えか伺いたい。また、どのような建付けで議論をすべきかというところから始まっていると（仰っていたが）、どのような建付けで議論されているのか伺いたい。

岩 井： まず、（警察の）捜査が完全に終わらなければ何も判断できないということはないと考えている。今まで起こったことはきちんと把握するつもりだが、むしろそういうことが起こり、今までサントリーHD の現役の経営者として（代表幹事職を務められた）という部分（役職）が今はないという状況で、この約 1,700 人の公益性のある団体の長として

ふさわしいかどうか。今は（経営者として）現役ではないことが、どのように影響するかという資格要件的なこと（が議論のひとつ）だ。もう 1 つは、資質要件として、不注意や全く（違法行為を行う）意図がないにしても、そのようなことが起こっているということなどをどのように評価をすべきかということだ。大きく言うと、資格要件的な少し形式的なことも含めた部分と、資質的な部分で、私達のまさにトップとしてふさわしいかどうかを検討していくことだと考えている。詳細やこれから最終的な（判断）項目はまだお答えすることができないが、そのような形で、今、会員倫理審査会の方で（議論を）やっていただいていると報告を受けている。

Q：月内を目途にと仰っているが、あと 4 営業日という状況の中で、果たして今は何合目なのか。議論として煮詰まってきたのか、まだ結論が白紙の状態であるのか、進捗状況を伺いたい。

岩 井：（議論の）枠組みのようなものはできており、何度か会員倫理審査会で議論をしているため、それなりの進捗はしていると思う。ただ事実や要件等が出てきた時に、今度は理事会メンバー全員が、それに対して準備ができていないかということそこはまだできていない。その意味では、土日も含めて考えていただけるよう、わかっている（整理された）材料はしっかり理事の方にも（提供し、）把握していただいた上で、月内（を目処に進めていく）ということ（だ）。そこで本当に結論が出るかどうかを、今ここでお答えできないが、そこへ向けてやっつけようと思っているため、土日も休んでいるということではないと考えていただいて良い。

Q：土日に何らかの会議が開かれるのか。

岩 井： 開催はないと思うが、理事会メンバーが判断に至る（までの）考える時間を持っていただくように、と思っている。

Q：会員へのアンケートを実施していると聞いているが、その実施状況とどのような声が会員から出てきているのか伺いたい。もう 1 点は、新浪代表幹事は辞任をするのではなく、（経済同友会の判断に）身を委ねるということに変更は無いのか。

岩 井： 後者については、そのような表明はされていないため、この（現行の）プロセスに（進退を）委ねられていると思っている。アンケートについては、やはり匿名性が非常に大切だと考えている。単純に投票して良し悪しのようなことをするつもりではなく、本会会員として（各自が）どのように考えているのか（、多様な意見を伺った）。新浪代表幹事の継続可否や、何を重点的に議論すべきなのか等、自由記述の形で意見を募った。また、匿名性を担保するために、弁護士事務所に直接送られ、そこで全体をまとめていただいたレポートと、必要に応じて個別の意見、代表的な意見を確認していくというプロセスを考えている。まだ私も詳細は聞いていないが、約 1,700 人の会員のうち 2 割程度の方から回答をいただいていると報告を受けている。これまでの様々なアンケートよりもかなり多くの皆さまに回答いただいた。それでも 8 割のサイレントな方もいるということも事実だと思っている。そのような意味でも、何対何という（多数決のような）ことではなく、結果

をもとに資質の面をどのように判断していくのかということ、会員倫理審査会で検討していただきたいと思っている。

Q：(アンケートの) 対象は会員全員か。

岩 井： そのとおり。会員全員に呼びかけた。

Q：アンケートでの意見の内容には、(代表幹事の) 継続について、様々な意見があると思うが、どちらかに偏っているのか、あるいはどちらもある(拮抗している)のか。状況を教えてほしい。

岩 井： 私はまだ報告を受けていない。まず、弁護士がまとめた報告を会員倫理審査会が受けると聞いており、私は 2 割程度から回答が返ってきたというところまでしか、お答えできない。

Q：理事会で決議する内容として、まずは(代表幹事を) 続投すべきか否か、適格性について判断すると認識している。その後、定款の 5 つの懲戒処分の点(を決議するの) だと思うが、これらは直接的には別々(の判断)ではないか。

岩 井： 少々説明不足だったかもしれない。私ども会員は、公益社団法人であり、推薦と審査を経て入会している状況である。この会員に対する懲戒処分として 5 つの種類がある。今回まず議論をしなければいけないと思っているのは、代表幹事という役職にふさわしいかどうかという(役職者に対する措置である)ことである。理事会において、継続なのか、役職資格停止、辞任勧告、解任なのか(を決議する)。理事の辞任や会員の退会については、理事会ではなく総会に諮らなければならないことから、今回は(代表幹事、および)代表理事としてふさわしいかどうかを絞って、月内を目処に検討を進めている。

Q：新浪代表幹事も述べていたが、経済同友会のガバナンスの透明性を強調されていた。この透明性の高さを、決議後どのように伝えていくと考えているか。

岩 井： 今回、こういう(会員倫理審査会という)枠組みを使って行うこと自体が本会としても初めてのことであり、プロセスがどのようになっているのか、そしてその進捗や決議について、単純に(多数)決をしたということではなく、何を基準にし、どのように評価をして、結論に至ったかということについては、会員(をはじめとした)本会内も然り、皆様方にもしっかりと説明をしてまいりたい。

Q：先ほど(サプリメントを)国内に輸入した方が今は拘束を外れたとおっしゃったが、その方は新浪代表幹事の知人の方の弟という理解で良いか。

岩 井： 私もそのように把握している。

Q：この方が起訴されたかということは、知っているか。

岩 井： それはわからない。

Q：新浪代表幹事を巡っては、(サプリメントの) 事案の後に、様々な週刊誌で私事にまつわる報道が出ている。様々な評価がある一方で、これらは経済同友会の活動とは直接関係が無いと思うが、今回の会員倫理審査会の中で影響があるのか。

岩 井： 週刊誌で報道されていることは把握しているが、それらの真偽を判断することも、判断材料も無い。本会の今度の活動にどう影響するかということは、会員倫理審査会の中の1つの判断要素にはなるかと思うが、それ自体を何か事実確認をするつもりは無い。

Q：新浪代表幹事の進退が(今後)決まり、もし辞任される場合、新しい代表幹事の選考にあまり時間をかけるのもよくないと思う。その点について、現時点で何か話されていることがあれば伺いたい。

岩 井： まだどちらとも(進退は)決まっていないので、まず本会の規定上のお話を申し上げる。代表幹事は先ほど申し上げている通り、理事会でその役職について検討するため、(代表幹事の役職に)就くこと自体も理事会で決められる。そのため、1つの方法としては、残った理事(の中)から誰かを代表幹事に選出するというやり方があると思っている。ただ、代表幹事を選ぶには通常、(役員等候補)選考委員会をまず立ち上げ、そこでは幹事(中から)選挙で選ばれた方々と、現状の理事、(つまり)代表幹事、副代表幹事が集まって、議論を行う。(その結果を、)幹事会そして総会にかけるとなるが、その際は、「この人は次期代表として理事に選ぶ」といった過程を踏むことで、まさに正当性が得られると考えている。よって、時間をかけない(で進める)という意味では、現職(の理事)の中から選ぶという方法もあると思うが、しっかりと次の方を選ぶ以上は、時間をかけずに、でもしっかりとそういう過程を踏んでいきたいと思う。(いずれにしても、)まだそこまで具体的な議論をしているわけではない。

Q：先ほど岩井筆頭副代表幹事から、資格要件について、(理事会では)代表幹事に絞って進退を判断するとお話があったと思う。現在新浪氏は代表幹事と代表理事を兼務されていると思うが、まずはその代表幹事としてふさわしいかの判断を理事会で行う、(そして)代表理事としては総会に諮るということか。つまり代表幹事でなくても代表理事ではいられるということか。

岩 井： 一般企業で言えば、取締役であることと、代表取締役社長であること(の違いと同様で)、「代表取締役社長」は執行としての役職であり、取締役会で決める役職である。一方、「取締役」自体は、例えば代表取締役社長を辞めたとしても、取締役として残ることは、理論上あり得る(つまり、代表幹事と共に代表理事を辞めても、理事として残ることができる)ということを上記している。「こっちを辞めるけど、こっちを辞めないのか」といった点については、当然セット論のような議論もあるため、例えば一番極端な例で言うと、その役職を解職(解任)すると同時に、理事の辞任勧告をするという方法もあり得ると思っている。ただ、勧告はできるが、取締役(における取締役会と)同様に解職はできない。それは総会(決議)事項だ、という形である。

Q：新浪代表幹事が活動を自粛してまもなく1ヶ月になるが、実質的に代表幹事が不在

の中で、代表幹事の実質不在が経済同友会の活動に何か支障をきたしているか。

岩井： これに関しては、事務局、それから各幹事の皆様、そして会員の皆様にも、この問題によって活動が止まるようなことはしないでほしいと私からも投げかけており、各委員会等は粛々と進める形になっている。ただ、例えば代表幹事ミッションといったものをどうするか。また、代表幹事が出席することになっていた様々な外部のイベントなどを誰かしらが代行する際に、穴を開けないようにはできているが、新浪代表幹事と同程度の効果を出せているかという点、そこは少し足りない部分もどうしても出てくるのではないかと考えている。

Q：2点伺いたい。まず、先ほどプロセスの透明性というお話があったが、(一方で) 会員倫理審査会のメンバーが非公表である理由を教えてください。もう1つが、新浪代表幹事は経済財政諮問会議の民間議員をされており、個人での活動とはいえ、経済同友会の代表幹事として、その役割を担っているところもあると思う。直近会議も予定されていると思うが、新浪代表幹事ご自身が出席されるか否かといった情報があれば教えてください。

岩井： 会員倫理審査会のメンバーを非公表としているのは、先ほどから申し上げている通り、審査会自体が何かを決定する(機関ではないからである)。例えば一般企業でいえば、委員会等設置会社の指名委員会であれば、その会自体で解任といった事項を決めることができる。(しかし) 会員倫理審査会は、あくまでも事実関係を確認し、フレームワークをしっかりと議論し、スピーディーに物事を整理する(理事会の下部組織的な役割を担っている)。それを理事会に上げて、理事会が判断をするための材料を整えるという建付けである。また、そのためにはある程度人数を絞って、スピーディーに(議論を)行う必要がある。このような理由から今回この会員倫理審査会を設けているため、会員倫理審査会のメンバーが何かを決めるというわけではないし、またメンバーになるにあたり、委員として静かな環境でスピーディーに自分の考えをしっかりと述べた上で報告書をまとめたいということであった。皆さんから見ると、それは透明性がないという指摘もあるかもしれないが、このメンバーが何かを決めるわけではないので、今回はこのような形をとっている。それから、外部の委員に関しては、経済同友会の代表幹事の職だからこそ就いている部分もあるかもしれないが、諮問委員については元々代表幹事に就任される前から担っている部分もあり、その部分について経済同友会にて何か判断をするということは、基本はない。個人のご判断だと思っている。

Q：今のところ、新浪代表幹事から経済財政諮問会議の民間議員の職について何かお話があったりしたのか。

岩井： 本会のイベントなどのスケジュールについてはしっかりと把握し、例えば私が代理で行くような対応をしており、それ以外の部分のスケジュールについても、空いているか否かは把握している。(一方、本件について)こちらから何かとか、また新浪代表幹事から要望が出るといったコミュニケーションは取っていない。

Q：会員倫理審査会の決着については、周知されるのか。

岩 井： 会員倫理審査会による決定（事項）というものは、基本的にはなく、理事会の決定（決議）次第、皆さんにお伝えしたい。

Q：理事会後に何かしら記者会見等を開くという認識で良いか。

岩 井： どういう（周知の）形にするかも含めて、これから検討したい。どういう過程で、どんなことを議論した上で、どういう結論（に至った）かというところは、しっかりお伝えしたいと思う。

以 上

（文責：経済同友会 事務局）